

土岐市功労者を表彰しました

2月2日(日)に文化プラザで、土岐市制70周年記念・令和6年度土岐市功労者表彰式が行われました。式典では、さまざまな分野で功績のあった方を表彰するとともに、多額の寄付をいただいた団体に感謝状を贈りました。また、70周年のオープニングとして、「未来レター」(市制60周年記念事業で募集した、10年後の自分や子どもなど大切な人に宛てた手紙)の発送セレモニーが行われたほか、記念映像の上映や小中学生による「未来につなぐメッセージ」の披露が行われました。

表彰・感謝状を受けられたのは、次の皆さんです。〈敬称略・順不同〉

表彰

感謝状

■教育長

山田恭正(多治見市)

■保健衛生

安藤政代(泉町)

■教育環境の充実のために寄付

白石文伸(駄知町)

■農業委員

三輪やよい(肥田町)

■社会教育

加藤素英(泉町)

■障害福祉の充実のために寄付

渡邊廣(下石町)

■統計調査員

鈴木幸男(肥田町)

■消防団員

穴戸泰介(下石町)

■防災力強化のために寄付

土岐ライオンズクラブ(土岐津町)

■行政相談委員

二宮充子(曾木町)

■子どもの読書活動推進のために寄付

館林建設株式会社(土岐津町)

■保護司

佐藤朋之(泉町)

■避難所の生活環境向上のために寄付

陶都信用農業協同組合(多治見市)

鈴木真美(泉町)

■産業

熊谷武文(妻木町)

問 秘書広報課(内線611)



民生委員・児童委員をご存じですか

～あなたのまちの「つなぎ役」として活動しています～

皆さんがお住まいのまちに、民生委員・児童委員と呼ばれる方々がいるのをご存じですか。民生委員・児童委員は、地域で困りごとを抱えた方などの身近な相談相手です。あなたのまちで、行政や専門機関への「つなぎ役」となったり、住民同士のつながりを作ったり、さまざまな橋渡しとなる役割を担っています。

地域の人たちと関わる機会が増え、
知り合いがたくさんできました

委員の声

誰かの支えになれたという実感を
得られ、やりがいを感じます

委員として活動してみませんか

令和7年12月に新たな委員を委嘱するため、各町で次期委員を選任するための推薦活動が始まります。

人と関わるのが好きな方、地域のために何かしたいと考えている方、ぜひ民生委員・児童委員として活動してみませんか。

問 高齢介護課(内線231)

介護用おむつなどの購入券を支給します

対象者

- 以下の条件を全て満たしている方
- ・市内に住所を有する方
 - ・要介護4以上の認定を受けており、常時おむつを使用している方
 - ・自宅で介護を受けている方（介護施設、有料老人ホーム、ショートステイ（1月の半分以上）を利用している方、病院に入院している方は対象になりません）
 - ・世帯全員が住民税非課税の方（4～9月分の申請は前年度、10～翌年3月分の申請は当該年度の市民税課税状況で判断）
 - ・世帯全員の介護保険料に未納がない方

購入券金額

1カ月あたり5,000円（1,000円分の購入券5枚）
今回の支給は上半期分（4～9月）

購入券の使用方法

市が指定する協力店（薬局・薬店など）で対象の品物を購入するときに使用できます。購入代金が1,000円に満たない場合、つり銭はできません。

使用できる品物

- ・紙おむつ、尿取りパットなどの排泄用品
- ・使い捨て手袋
- ・おしりふきなどの清拭用品

申請の手続き

高齢介護課で配布する申請書（市ホームページ（HP1003374）からダウンロードも可）をご提出ください。申請書にはおむつを使用している証明（担当ケアマネジャーの署名）が必要です。
※支給は、申請を受け付けた翌月分からになります。4月からの支給を受ける場合は、3月中に申請が必要です。
※現在支給を受けている方で4月以降も引き続き支給を希望する場合も、再度申請する必要があります。

申請受付開始日 3月3日(月)
利用開始日 4月1日(火)

☎ 高齢介護課（内線232）

まちづくりの取り組みを支援します

土岐市まちづくり支援事業費補助金

区分	内容 (補助回数)	補助率 (上限)	補助 限度額
継続事業	スタート支援 施設などの整備・保全など（1回）	8／10	200万円
	団体活動の開始または軌道に乗せる（1回）	9／10	45万円
	発展拡充支援 団体活動の継続または発展させる（1回）	7／10	35万円
	定着自立支援 団体の自立を促す（3回まで）	5／10	25万円
単年度事業	単年度の非継続的なイベントなど（1回）	5／10	25万円
	土岐フォーラムでのイベントなど（1回）	7／10	35万円

※土岐フォーラム…土岐市役所庁舎の北側駐車場の一部。イベントなどに使用できる多目的広場

対象の団体

- 次の全てを満たす団体
- ・構成メンバーが5人以上で、その半数以上が市内在住、在勤、在学者である団体
 - ・公益的な事業を自主的に行う団体
 - ・会計などの規程が整備されている団体
 - ・政治・宗教活動を目的としていない団体

申請方法

3月31日(月)までに補助事業実施計画書（市民活動課窓口または市ホームページで取得できます）に記入の上、必要書類を添えて同課へご提出ください。

審査

提出書類と申請団体のプレゼンテーションを、市の審査委員会が審査します。後日審査結果をお知らせします。

☎ 市民活動課（内線356）



市ホームページ
(HP1006186)